

証券コード 3823

平成29年11月13日

株 主 各 位

(本店所在地) 東京都新宿区愛住町22番地
第3山田ビル3階
株式会社アフロディア
代表取締役社長 堤 純 也

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年11月27日（月曜日）午後6時までに折り返しご送付くださるか、またはインターネットウェブサイト（<http://www.it-soukai.com>）より平成29年11月27日（月曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

インターネットにより議決権を行使される場合は、後記「インターネットによる議決権行使について」（36頁から37頁）を必ずご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 平成29年11月28日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区九段北四丁目2番25号
アルカディア市ヶ谷(私学会館) 5階 大雪 |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第13期（平成28年9月1日から平成29年8月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第13期（平成28年9月1日から平成29年8月31日まで）
計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 議 案 | 監査役3名選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト

(<http://www.acrodea.co.jp/ir/>)に掲載しておりますので、提供書面には記載しておりません。したがって監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本提供書面記載のもののほか、この「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合、並びに株主総会終了後の決議ご通知につきましては、当社ウェブサイト

(<http://www.acrodea.co.jp/ir/>)に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成28年 9 月 1 日から
平成29年 8 月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善傾向が続き、緩やかな回復基調で推移しておりますが、新興国経済の鈍化や欧米の政治動向への懸念など、海外経済の影響等により、依然として不透明な状況が続いております。

当社グループの属するスマートフォン関連市場においては、スマートフォンの普及が進み、それに付随するサービスやソリューションの市場規模は継続的に拡大傾向にあります。

このような状況の下、当社グループにおいては、「ユーザーに豊かなライフスタイルを提供できるサービスプラットフォーム」を提供することを目的とし、スマートフォン向けのコンテンツサービスとソリューションの提供を推進してまいりました。

スマートフォン向けソリューションの分野においては、安定的な収益軸として「きせかえtouch」や「Multi-package Installer for Android」等、既存のスマートフォン向けソリューションの提供を行うとともに、コンテンツサービスの分野において複数のプラットフォームでソーシャルゲームやアプリを提供しております。また、中長期的な成長を目指し、「インターホン向けIoT(※)システム」などの事業確立に注力しております。特に「インターホン向けIoTシステム」については、インターホン市場におけるシェア獲得に向けた取り組みを積極的に行っており、徐々に採用実績を増やしております。また、スポーツIoTとして、野球のボールにセンサーを組み込んだ製品を開発するなど、システム開発を基盤とした事業の拡大に向けた新たな取り組みも進めております。

さらに、当社グループの新たな事業展開として、平成29年3月28日付で株式会社渋谷肉横丁(以下「渋谷肉横丁社」という。)の株式譲渡契約を締結し、平成29年3月29日付で連結子会社化いたしました。不動産のサブリース及び商標権の管理等を行うとともに、当社コンテンツサービスのユーザー層を対象とした既存IT関連事業とのシナジーを目指してまいります。

連結業績においては、当社連結子会社であったネクスト・セキュリティ株式会社が見込んでいた売上を下回ったほか、第3四半期連結会計期間より当社連結子会社となった不動産サブリース等を行う渋谷肉横丁社について、当初予定していた飲食業を事業範囲に含むものから不動産のサブリース及び商標権の管理のみに切り替えたことにより見込んでいた売上を下回る結果となりました。しかしながら、渋谷肉横丁社の業態変更は売上と見合う費用も減少する形であり、同社は当初想定していたキャッシュ・フローを生み始めております。

また、第2四半期連結会計期間において、当社連結子会社の株式会社エミシアに係るのれんについては、一括償却によりのれん償却額116百万円を特別損失に計上しております。さらに第4四半期連結会計期間において、個別で計上していたソフトウェア資産や事業譲受けののれん等の固定資産のすべてに当たる減損損失237百万円を特別損失として、個別及び連結決算に計上したほか、当社連結子会社のネクスト・セキュリティ株式会社に おきまして、平成29年9月28日に公表いたしましたように株式譲渡を前提として回収可能性を検討した結果、同社に対する貸付資金に対して貸倒引当金44百万円を営業外費用として、関係会社株式評価損60百万円を特別損失として、個別決算に計上しております。この結果、毀損した超過収益力をのれんに反映しております。

上記により、利益面では減損損失359百万円及びのれん償却額126百万円を特別損失として計上しております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は2,662百万円（前期比16.7%増）、営業損失は363百万円（前期は営業損失330百万円）、経常損失は401百万円（前期は経常損失368百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は891百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失504百万円）となりました。

(注) ※ IoT

モノのインターネット (Internet of Things)。

従来は主にパソコンやサーバー、プリンタ等のIT関連機器が接続されていたインターネットに、それ以外の各種家電製品、生活環境などの情報を取得する各種のセンサー等、さまざまな"モノ"を接続する技術。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は13百万円であります。その主なものは、本社移転に伴う新宿オフィス内装工事であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社は、平成29年2月15日に第三者割当による新株式及び第8回新株予約権の発行を行い、新株式1,127,900株の発行により300,021千円並びに第8回新株予約権の発行により7,851千円、また同年3月31日及び4月3日にその一部行使により合計532,000千円を調達いたしました。

なお、平成29年9月27日に第三者割当による新株式及び第9回新株予約権の発行を行い、新株式689,600株の発行により199,984千円並びに第9回新株予約権の発行により38,499千円を調達しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当連結会計年度には該当事項はありません。但し、平成29年9月28日付で、ゲーム関連の一部開発事業を株式会社pixydaへ譲渡しております。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分状況

当社は、平成29年3月29日を効力発生日として、株式会社渋谷肉横丁の全株式を取得し、当社の完全子会社といたしました。また、平成29年9月27日を効力発生日として、有限会社インタープランの全株式を取得し、当社の完全子会社といたしました。さらに、平成29年10月1日を効力発生日として、株式交換等により株式会社エンターテイメントシステムズを完全子会社化することについて、平成29年9月26日の臨時株主総会において決議されました。

ネクスト・セキュリティ株式会社につきましては、平成29年9月28日に全株式をネクスト・イト株式会社へ株式譲渡する基本合意契約を締結し、平成29年10月16日に譲渡いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 10 期 (平成26年8月期)	第 11 期 (平成27年8月期)	第 12 期 (平成28年8月期)	第 13 期 (当連結会計年度) (平成29年8月期)
売 上 高(千円)	3,204,966	1,514,276	2,280,854	2,662,585
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る(千円)	△430,451	△748,260	△504,908	△891,201
当 期 純 損 失 (△)				
1 株 当 た り (円)	△35.53	△54.66	△34.02	△50.97
1 株 当 期 純 損 失 (△)				
総 資 産(千円)	1,140,566	—	1,169,867	981,425
純 資 産(千円)	33,172	—	350,281	288,715
1 株 当 た り (円)	1.24	—	20.02	14.55
純 資 産 額				

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 10 期 (平成26年8月期)	第 11 期 (平成27年8月期)	第 12 期 (平成28年8月期)	第13期 (当事業年度) (平成29年8月期)
売 上 高(千円)	1,669,381	1,485,757	2,241,308	2,175,350
当 期 純 損 失 (△) (千円)	△135,079	△924,949	△451,253	△964,684
1 株 当 た り (円)	△11.15	△67.57	△30.40	△55.17
1 株 当 期 純 損 失 (△)				
総 資 産(千円)	1,230,441	838,275	1,178,014	818,979
純 資 産(千円)	228,864	224,478	403,936	268,886
1 株 当 た り (円)	18.34	15.13	24.08	13.51
純 資 産 額				

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ネクスト・セキュリティ株式会社 (注)1	1,000千円	100%	セキュリティ製品の販売等
株式会社渋谷肉横丁 (注)2	66,500千円	100%	不動産のサブリース事業・ 商標権使用許諾の運営等

(注) 1. 当社は、平成29年9月28日に、ネクスト・セキュリティ株式会社の全株式をネクスト・イット株式会社に株式譲渡する基本合意契約を締結し、平成29年10月16日に譲渡いたしました。

2. 当社は、平成29年3月29日を効力発生日として、株式会社渋谷肉横丁の全株式を取得し当社の完全子会社といたしました。

3. 当社は、平成29年10月1日を効力発生日として、株式交換等により株式会社エンターテイメントシステムズを完全子会社化することについて、平成29年9月26日の臨時株主総会において決議されました。

4. 当社は、平成29年9月27日を効力発生日として、有限会社インタープランの全株式を取得し当社の完全子会社といたしました。

5. 当社は、株式会社エミシアの株式譲渡の契約解除を、平成29年1月6日付をもって行いました。また同日に株式譲渡契約の解除に伴う損害賠償請求訴訟を提起しており現在係争中です。

③ その他

重要な業務提携の状況

相手先	契約内容
KDDI株式会社	各種携帯電話サービスを共同で実現するための包括的な業務提携
アルテリア・ネットワークス株式会社	インターホン向けIoTシステムの取次販売契約

(4) 対処すべき課題

インターネットや携帯電話等のＩＴ関連業界は通信環境の進化など、常に早いスピードで技術革新が進んでいる状況から、今後も当社グループをとりまく事業環境はさらに大きく変化していくことが考えられます。

このような事業環境の下、以下の取り組みを対処すべき課題として推進してまいります。なお、対処すべき課題についての詳細は、インターネット開示資料の２頁に記載している経営改善施策(1)事業基盤の強化から、５頁

(6) 財務状況の改善までの各項目をご参照ください。

① 既存サービスの継続的な成長

スマートフォン向け各種ソリューションを提供するプラットフォームサービスにおいては、顧客に安心してご利用いただける仕組みづくりを構築し、現在、主に「きせかえtouch」、「Multi-package Installer for Android」を運用しております。大きな追加投資は行わず、既存顧客からの売上をベースとしたコスト管理を徹底し、収益管理を行っております。

今後も既存顧客の維持と収益の確保に向けた施策を実行してまいります。

また、コンテンツサービスにおいては、主にスマートフォン向けにソーシャルゲームやアプリ等、コンテンツの提供を行っております。各コンテンツの内容や配信先によって顧客獲得や課金状況は異なるため、複数のプラットフォームでの展開を行いリスクを分散して運営しております。さらに今後はコアなファン層を持つゲームラインアップに特化、また強化することで、収益性を重視した効果的な運用を図ってまいります。

② 新たな事業の開拓

インターホン向けIoTシステムをはじめとしたIoT関連サービス、AIを活用したサービス等、市場の動向を鑑み、新たなサービスへの展開を積極的に推進しており、IoT開発においてはスポーツIoTにおける製品・サービスの開発に注力してまいりました。平成29年９月に、第１弾となる製品「Technical Pitch」を発表し、更なる展開を進めております。

今後も収益基盤の強化に向け、新規事業の取得などを通して事業分野の拡大を図り、中長期的な成長を目指してまいります。

③ コスト管理

販売費及び一般管理費については、業務効率化により、継続的にコスト削減を行っております。開発稼働率の向上に向けたプロジェクト管理の強化を進め、開発効率の改善を図っております。また、人件費につきましては、引き続き役員報酬並びに従業員の給与の一部を業績連動としております。

④ 内部管理体制の強化とコーポレート・ガバナンスの充実

当社グループでは、持続的な成長と企業価値の向上のため、内部管理体制の充実が不可欠であると認識しております。子会社の経営及び管理体制を含めたさらなる内部管理体制の強化を図るとともに、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（平成29年8月31日現在）

事業区分	主要な事業内容		主要な会社
ソリューション事業	プラットフォームソリューション	スマートフォン向けのコンテンツサービスを実現するプラットフォームをはじめ、セキュリティや差別化のためのサービス・ソリューションを開発・提供しています。	(株)アクロディア ネクスト・セキュリティ(株)
	コンテンツサービス	スマートフォン向けアプリやソーシャルゲームを提供しています。	(株)アクロディア
	モバイルクラウドソリューション	インターホンやスポーツ向けのIoTサービスソリューションを提供しています。	
サブリース事業	不動産のサブリース及び商標権の管理業等を行っています。		(株)渋谷肉横丁

(6) 主要な営業所（平成29年8月31日現在）

① 当社の主要な営業所

本 社	東京都新宿区
札幌オフィス	北海道札幌市

- (注) 1. 当社は、平成29年5月22日をもって、本社（本店）を東京都渋谷区恵比寿一丁目20番22号から東京都新宿区愛住町22番地へ移転いたしました。
2. 札幌オフィスは、平成29年9月28日にゲーム関連一部開発事業を事業譲渡したことにより閉鎖いたしました。

② 子会社の主要な営業所

ネクスト・セキュリティ株式会社	東京都品川区
株式会社渋谷肉横丁	東京都新宿区

- (注) 1. 当社は、ネクスト・セキュリティ株式会社の全株式を、ネクスト・イット株式会社に株式譲渡する契約を平成29年9月28日に締結し、平成29年10月16日に譲渡いたしました。
2. 当社は、平成29年3月29日を効力発生日として、株式会社渋谷肉横丁の全株式を取得し、当社の連結子会社といたしました。

(7) 使用人の状況（平成29年8月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
115名	7名減

- (注) 1. 平成29年9月28日に、ゲーム関連一部開発事業を、株式会社pixydaへ譲渡いたしました。その結果、9月末時点の使用人数は69名であります。
2. 平成29年10月16日にネクスト・セキュリティ株式会社の全株式を、ネクスト・イット株式会社へ譲渡いたしました。その結果、21名減少しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
94名	6名減	37.8歳	3.64年

- (注) 平成29年9月28日に、ゲーム関連一部開発事業を、株式会社pixydaへ譲渡いたしました。その結果、9月末時点の使用人数は49名であります。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年8月31日現在）

借入先	借入額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	316,700千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年8月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 57,000,000株
- ② 発行済株式の総数 19,166,093株
- ③ 株主数 10,716名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（株）	持株比率（％）
田邊 勝己	3,127,900	16.3
堤 純也	440,700	2.2
KDD I 株式会社	430,000	2.2
楽天証券株式会社	377,900	1.9
日本証券金融株式会社	314,000	1.6
GMOクリック証券株式会社	313,200	1.6
株式会社バンダイナムコホールディングス	300,000	1.5
マネックス証券株式会社	232,618	1.2
株式会社ＳＢＩ証券	228,900	1.1
ジョー ケビン	130,100	0.6

（注）1. 持株比率は、自己株式（93株）を控除して計算し、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

2. 平成29年9月27日を払込期日とした、田邊勝己氏他を割当先とする第三者割当による新株式の発行を行っております。これにより、発行済株式の総数は、689,600株増加し、19,855,693株となっております。

また、田邊勝己氏の持株数は、344,800株増加しております。

当該新株式の議決権は、本株主総会の議決権に含むことができることといたしております。

3. 平成29年9月27日を払込期日とした、田邊勝己氏他を割当先とする第9回新株予約権の発行を行っております。

当該新株予約権のうち本株主総会の前日までに行使された分の議決権は、本株主総会の議決権に含むことができることといたしております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成29年8月31日現在）

イ. 平成26年12月2日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
10,000個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的である株式の種類と数
普通株式 1,000,000株
- ・新株予約権の発行価額
151円
- ・新株予約権の払込金額
1個当たり 370円
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価額は行使価額とし、発行価額中資本に組み入れない額は、発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り捨てるものとする。
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成28年12月1日から平成30年12月18日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - 一 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、もしくは従業員の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合であって、当社の書面による承認がある場合はこの限りでない。
 - 二 新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は、損益計算書）において、平成28年8月期から平成29年8月期までのいずれかの期の経常利益が150百万円を超過している場合のみ、新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
 - 三 新株予約権者は、上記二に加え、新株予約権の割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも金700円を上回った場合に限り、当該日の翌日以降、本新株予約権を行使することができる。

四 その他の条件については、新株予約権割当契約書に定める。

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	7,970個	797,000株	4名
監査役 (社外監査役を除く)	100個	10,000株	1名

ロ. 平成28年2月23日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数

7,000個（新株予約権1個につき100株）

- ・新株予約権の目的である株式の種類と数

普通株式 700,000株

- ・新株予約権の発行価額

308円

- ・新株予約権の払込金額

1個当たり 267円

- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価額は行使価額とし、発行価額中資本に組み入れない額は、発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り捨てるものとする。

- ・新株予約権を行使することができる期間

平成28年12月1日から平成31年11月30日まで

- ・新株予約権の行使の条件

一 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、もしくは従業員に地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合であって、当社の書面による承認がある場合はこの限りでない。

二 新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は、損益計算書）において、平成28年8月期の売上高が当社が公表した平成28年8月期の業績予想数値と同等である1,947百万円以上となった場合、かつ、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された平成28年8月期の事業年度に係る当社貸借対照表において、有利子負債の金額が336百万円以下となった場合のみ、新株予約権を行使することができる。

なお、有利子負債は次の算式により計算されるものとする。

有利子負債＝短期借入金＋1年内償還予定の社債＋社債＋長期借入金

なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

三 新株予約権者は、上記二の行使の条件を満たした場合において、権利行使期間の開始日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも取締役会決議日前日終値に300%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を上回った場合、普通取引終値が当該価格を上回った日以降、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を1年以内に行使しなければならないものとする。

四 割当日から本新株予約権の行使期間が満了する日までの間に、いずれかの連続する5取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも取締役会決議日前日終値に30%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回った場合、上記二の条件を満たしている場合及び上記三の条件を満たしている場合のいずれの場合でも、新株予約権者は、本新株予約権を行使することはできないものとする。

五 その他の条件については、新株予約権割当契約書に定める。

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	6,730個	673,000株	2名

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	14,700個	1,470,000株	4名
監査役 (社外監査役を除く)	100個	10,000株	1名

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成29年8月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	堤 純 也	内部監査室管掌
取締役副社長	國 吉 芳 夫	管理部管掌
取 締 役	桑 原 崇	
取 締 役	八 田 武 彦	ソリューション事業部管掌
取 締 役	加 藤 隆 哉	Mido Holdings Ltd. 取締役会長
常 勤 監 査 役	本 郷 洋	
監 査 役	高 畑 完 正	
監 査 役	尾 原 和 人	

- (注) 1. 取締役 仲西敏雄氏は、平成29年4月25日付で辞任しております。
2. 取締役 加藤隆哉氏は、社外取締役であります。平成29年9月26日の臨時株主総会終結時をもって辞任しております。
3. 取締役 桑原崇氏及び八田武彦氏は、平成29年9月26日の臨時株主総会終結の時をもって辞任しております。なお、桑原崇氏及び八田武彦氏は引き続き執行役員として経営の執行に携わっております。ソリューション事業部管掌取締役は、代表取締役社長堤純也氏が兼任しております。
4. 監査役 高畑完正氏及び尾原和人氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ておりますが、平成29年9月26日の臨時株主総会終結の時をもって辞任しております。
5. 平成29年9月26日の臨時株主総会において、逢坂貞夫氏、足立敏彦氏、佐久間博氏及び井内康文氏を社外取締役として選任いたしました。
6. 平成29年9月26日の臨時株主総会において、中込秀樹氏、吉永久三氏を社外監査役として選任いたしました。なお、監査役 吉永久三氏を、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
7. 常勤監査役 本郷洋氏は、27年間経理業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 平成29年9月26日の臨時株主総会において選任された社外取締役の逢坂貞夫氏、足立敏彦氏、佐久間博氏及び井内康文氏とは、会社法第427条第1項に基づき責任限定契約を締結しております。なお当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
9. 平成29年9月26日の臨時株主総会において選任された社外監査役の中込秀樹氏及び吉永久三氏とは、会社法第427条第1項に基づき責任限定契約を締結しております。なお当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	4 名 (-)	24,570千円 (-)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 名 (2 名)	9,900千円 (3,000千円)
合 計 (うち社外役員)	7 名 (2 名)	34,470千円 (3,000千円)

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）、監査役は3名（うち社外監査役2名）ですが、社外取締役1名は、無報酬であるため支給員数と相違しております。
2. 取締役の報酬限度額は、平成20年6月27日開催の第4回定時株主総会において年額2億円以内（うち社外取締役分700万円以内。使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成20年6月27日開催の第4回定時株主総会において年額3,300万円以内（うち社外監査役2,200万円以内）と決議いただいております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と業務執行取締役でない各取締役及び各監査役はすべて、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

④ 社外役員に関する事項（平成29年8月31日現在）

イ. 他の法人等との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職の内容	当社との関係
社外取締役	加藤 隆 哉	Mido Holdings Ltd.	取締役会長	—

（注）当社とMido Holdings Ltd.の間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏 名		出席及び発言状況
取 締 役	加藤 隆 哉	当期中に開催の取締役会29回のうち10回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行うとともに、取締役会内外において事業会社での豊富な経験・知見に基づく助言・提言を行っています。
監 査 役	高 畑 完 正	当期中に開催の取締役会29回のうち28回、監査役会11回すべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行うとともに、取締役会及び監査役会内外において事業会社での豊富な経験・知見に基づき、取締役の業務執行の適正性を確保するための監査業務及び助言・提言を行っています。
監 査 役	尾 原 和 人	当期中に開催の取締役会29回のうち28回、監査役会11回すべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行うとともに、取締役会及び監査役会内外において事業会社での豊富な経験・知見に基づき、取締役の業務執行の適正性を確保するための監査業務及び助言・提言を行っています。

（注）1. 上記のほか、会社法第370条に基づき取締役会の決議の省略（書面決議）を4回実施しております。

2. 社外役員である取締役 加藤隆哉氏、監査役 高畑完正氏及び尾原和人氏は、平成29年9月26日の臨時株主総会終結の時をもって辞任しております。また、上記の臨時株主総会において、社外取締役として逢坂貞夫氏、足立敏彦氏、佐久間博氏及び井内康文氏を選任しており、社外監査役として中込秀樹氏及び吉永久三氏を選任しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

フロンティア監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 監査役会が、会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人から監査計画等について説明を受け、前年の監査計画と報酬等を比較検討し、前年とほぼ同額とする報酬等について同意いたしました。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

Ⅰ. 内部統制システムの整備と運用に関する方針

当社は、会社法及び同法施行規則にのっとり、会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム体制）を以下の通り取締役会にて決議し、この決議内容に基づき当社グループの経営理念、経営方針及び行動規範を含む企業憲章を定め、内部統制システムの整備と運用に努めております。

Ⅱ. 内部統制システムに関する体制の整備

① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社は、当社グループの取締役、使用人が法令及び定款等を遵守する行動を確保するため、行動規範を含む「アクロディアグループ企業憲章」、「コンプライアンス方針」及び「コンプライアンス規程」を制定し、取締役は、自らこれを遵守し、いささかもこれに反する行動を行ってはならない。また、使用人に対しては、その遵守することを周知徹底する責任を負うものとする。
- b. 当社は、内部通報制度を設け、「コンプライアンス規程」に違反行為が行われ、又は行われようとしていることを取締役並びに使用人等が知った際に、通報できる体制を設けることとする。寄せられた事案は、「内部通報規程」に基づき適切に対応し、相談者のプライバシーについては、同規程に従い、厳重に保護する。
- c. 当社は、取締役及び使用人が法令、定款及び社内規程に適合することを確保するため、継続して教育研修を実施する。
- d. 当社は、反社会的な活動や勢力に対して一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては組織全体として毅然とした対応を取る。

[運用状況]

行動規範を含む「アクロディアグループ企業憲章」、「コンプライアンス方針」及び「コンプライアンス規程」は、全役職員への周知を図るため、每期その内容を認識させております。また内部通報に係る「内部通報規程」に基づき通報窓口を設置すると共に、社内掲示板等を通じて周知徹底させております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 当社は、重要な会議の議事録、取締役の職務遂行に係る情報を含む重要な文書等は、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ規程」に基づき適切に保存管理する。
- b. 取締役の職務の遂行に係る情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。

[運用状況]

「文書管理規程」及び「情報セキュリティ規程」に基づき、情報及び文書の保存と管理を実施しております。

③ リスク管理に関する規程その他の体制

- a. 取締役は、全社的なリスク管理及び危機管理対策から成るリスク管理体制を適切に構築し、適宜その体制を点検することによって有効性を向上させる。
- b. リスク管理体制については、「リスク管理規程」を定めると共に、継続的な改善活動を行い、教育研修を適宜実施する。
- c. 事業活動に伴う各種のリスクについては、所管部門長が職務執行の中で管理することを基本とするが、複数の所管部門に係る場合には、管理部管掌取締役が適切に管理統括する。
- d. 全社的なリスクマネジメントの推進及びリスク管理に関する課題抽出とその対応策を協議し、リスクの顕在化による損害を最小限にするための組織として、取締役及び部門長を委員とし、取締役社長を委員長とする内部統制委員会を設ける。なお、監査役は内部統制システムの構築状況を監査するために参加することができる。
- e. 事業の重大な障害、瑕疵、重大な情報漏えい、重大な信用失墜、災害等の発生に備え、対応組織の設置、情報連絡体制の構築等について「危機管理規程」に定めると共に、危機発生時には、規程に基づき対応する。

〔運用状況〕

各担当部署において「リスク管理規程」に基づき、毎年リスクの洗い出しと、その対策を検討しております。偶発的な災害等については、「危機管理規程」を定め、危機発生時には対応いたします。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役は、取締役会の機能強化と効率的な運営に努めなければならない。また、取締役は、取締役会及び経営会議等重要な会議において経営判断の原則に基づき意思決定を行う。
- b. 当社は定款及び取締役会規程に基づき、原則月1回、また必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。また、その意思決定の妥当性を高めるため、社外取締役を1名以上置くものとする。
- c. 取締役会の決定に基づく職務執行については、社内規程において責任と権限を明確にし、取締役及び使用人がそれぞれ適切かつ迅速に執行する。

〔運用状況〕

当事業年度において、取締役会は29回開催しており、「取締役会規程」及び「職務権限規程」等において該当する業務執行上の重要議案を決議すると共に、取締役の職務執行を監督しております。経営会議は、取締役会に付議する重要事項及び重要な経営課題等について検討しております。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 当社は、企業集団の会社間の取引については、法令に従い適切に行うものとする。
- b. 子会社の取締役及び使用人は、その職務の執行に係る事項に関しては法令、定款及び会社の定める規程に基づき承認又は報告手続きを取らなければならない。また重要なリスクは適時本社へ報告する。
- c. 内部監査室は、子会社の業務の適正を確保するための監査を実施する。

[運用状況]

内部監査室において、監査計画に基づき子会社の内部統制の監査を実施しております。

⑥ 監査役を補助すべき使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合には、速やかに設置する。その場合には、監査業務に関しては当該使用人が取締役等の指揮命令を受けないこととし、取締役からの独立性を確保する。

[運用状況]

内部監査室が監査役と連携し、業務監査及び内部統制監査に対応しております。また、その人事異動については、監査役の意見を尊重しております。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- a. 取締役は、会社の信用の著しい低下、業績への重大な影響、法令定款違反等の事実が発生したとき、又はそのおそれがあるときは、速やかに監査役に報告すると共に、監査役の求める事項について必要な報告をする。また、使用人から監査役に対し必要かつ適切な報告が行われるよう体制を整備する。
- b. 子会社の取締役及び使用人が監査役に適切に報告が行われるよう体制を整備する。
- c. 前号の報告をした者が、報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保する体制を整備する。

[運用状況]

監査役は、取締役会、経営会議及び内部統制委員会に出席し、業務執行が適切に行われているかの確認をすると共に、必要に応じて意見を述べております。監査役は、業務監査を通じて取締役及び幹部職員との意思疎通と情報交換を行っております。「内部通報制度」に基づく通報については、内部監査室が、監査役及び顧問弁護士に報告し、その状況を把握の上、取締役社長と協議し対策を図ります。また通報者に対して不利な取扱いはい行いません。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査役の独立性を担保するため、その過半数を社外監査役とする。
 - b. 取締役社長及び取締役は、監査役との間で定期的に会合を行うほか、監査役の職務執行のために必要な監査環境を整備しなければならない。
 - c. 監査役が経営会議その他重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることができる体制を整備する。
 - d. 監査役の職務執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他職務執行について生じる費用又は債務の処理は、監査役からの請求に基づき速やかに支払わなければならない。
 - e. 内部監査室は、内部監査の計画と結果及び監査役が要求した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会へ報告する。
 - f. 当社及び子会社の監査役は、企業集団の内部統制システムの状況に関して情報共有しなければならない。

[運用状況]

監査役は、監査役監査計画を作成すると共に、監査状況についても取締役会に報告しております。また取締役社長と定期的に意見交換を行っております。会計監査人から、四半期ごとに監査意見の報告を受けるほか、必要に応じ随時意見交換を行っております。監査役は、内部監査室が実施する内部監査に立ち会うと共に、その監査報告と是正について監査役会に報告を求めています。

連結貸借対照表

(平成29年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	363,642	流 動 負 債	677,509
現金及び預金	29,553	買 掛 金	64,723
売 掛 金	304,201	短 期 借 入 金	346,219
仕 掛 品	8,014	未 払 法 人 税 等	9,306
前 払 費 用	38,779	未 払 金	146,316
そ の 他	13,927	未 払 費 用	50,748
貸 倒 引 当 金	△30,835	そ の 他	60,193
固 定 資 産	617,782	固 定 負 債	15,200
有 形 固 定 資 産	24,262	資 産 除 去 債 務	15,200
建物及び構築物	16,661	負 債 合 計	692,709
工具、器具及び備品	7,601	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	542,541	株 主 資 本	278,819
の れ ん	276,263	資 本 金	828,413
商 標 権	266,277	資 本 剰 余 金	846,677
投資その他の資産	50,978	利 益 剰 余 金	△1,396,109
長 期 未 収 入 金	150,531	自 己 株 式	△161
そ の 他	50,978	新 株 予 約 権	9,896
貸 倒 引 当 金	△150,531	純 資 産 合 計	288,715
資 産 合 計	981,425	負 債 純 資 産 合 計	981,425

連結損益計算書

(平成28年 9 月 1 日から
平成29年 8 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,662,585
売 上 原 価		1,820,825
売 上 総 利 益		841,759
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,205,437
営 業 損 失		363,677
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
為 替 差 益	727	
そ の 他	1,145	1,873
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,634	
支 払 手 数 料	15,857	
株 式 交 付 費	6,092	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	9,623	
そ の 他	1,542	39,749
経 常 損 失		401,553
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	638	638
特 別 損 失		
減 損 損 失	359,952	
の れ ん 償 却 額	126,262	486,215
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		887,130
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4,070	4,070
当 期 純 損 失		891,201
親会社株主に帰属する当期純損失		891,201

貸 借 対 照 表

(平成29年 8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	208,031	流 動 負 債	534,892
現金及び預金	18,530	買 掛 金	50,719
売 掛 金	185,387	短 期 借 入 金	316,700
仕 掛 品	8,014	未 払 金	84,238
前 渡 金	10,800	未 払 費 用	30,387
前 払 費 用	8,981	未 払 法 人 税 等	8,951
関係会社短期貸付金	5,500	未 払 消 費 税 等	37,324
未 収 入 金	1,423	預 り 金	6,560
そ の 他	229	そ の 他	10
貸 倒 引 当 金	△30,835	固 定 負 債	15,200
固 定 資 産	610,948	資 産 除 去 債 務	15,200
投資その他の資産	610,948	負 債 合 計	550,092
投資有価証券	0	純 資 産 の 部	
関係会社株式	572,900	株 主 資 本	258,990
関係会社長期貸付金	44,500	資 本 金	828,413
長期未収入金	173,416	資 本 剰 余 金	846,677
ゴルフ会員権	24,857	資 本 準 備 金	846,677
差入保証金	12,690	利 益 剰 余 金	△1,415,938
貸 倒 引 当 金	△217,416	そ の 他 利 益 剰 余 金	△1,415,938
資 産 合 計	818,979	繰越利益剰余金	△1,415,938
		自 己 株 式	△161
		新 株 予 約 権	9,896
		純 資 産 合 計	268,886
		負 債 純 資 産 合 計	818,979

損 益 計 算 書

(平成28年 9 月 1 日から
平成29年 8 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,175,350
売 上 原 価		1,493,212
売 上 総 利 益		682,137
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		982,694
営 業 損 失		300,557
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,073	
為 替 差 益	727	
そ の 他	524	2,324
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,625	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	76,507	
支 払 手 数 料	14,957	
株 式 交 付 費	6,092	
そ の 他	1,512	105,694
経 常 損 失		403,927
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	638	638
特 別 損 失		
減 損 損 失	358,400	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	199,344	557,745
税 引 前 当 期 純 損 失		961,034
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,650	3,650
当 期 純 損 失		964,684

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年10月27日

株式会社アクロディア

取締役会 御中

フロンティア監査法人

指 定 社 員	公認会計士	藤 井 幸 雄 ㊞
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	小 澤 達 美 ㊞
業 務 執 行 社 員		

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アクロディアの平成28年9月1日から平成29年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アクロディア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度に続き、当連結会計年度においても営業損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成29年8月25日開催の取締役会において第三者割当による新株式及び第9回新株予約権の発行について決議し、平成29年9月26日開催の臨時株主総会にて特別決議及び普通決議として可決され、平成29年9月27日に発行価額の総額の払込が完了している。

3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成29年8月25日開催の取締役会において第21回募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行について決議し、平成29年9月26日開催の臨時株主総会にて承認を受け、発行している。

4. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成29年8月25日開催の取締役会において、会社を株式交換完全親会社、株式会社エンターテインメントシステムズを株式交換完全子会社とする株式交換契約について決議した。当該株式交換は、平成29年9月26日開催の株主総会にて可決され、平成29年10月1日を効力発生日として実施した。

5. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成29年9月27日開催の取締役会において有限会社インタープランの全株式を取得し、子会社化することを決議し、同日に株式を取得している。

6. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成29年9月28日開催の取締役会において会社のソリューション事業部のゲーム関連の一部事業を株式会社pixydaへ譲渡することを決議し、同日に事業譲渡している。

7. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成29年9月28日開催の取締役会において連結子会社であるネクスト・セキュリティ株式会社の全株式を売却することを決議し、平成29年10月16日に譲渡している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年10月27日

株式会社アクロディア

取締役会 御中

フロンティア監査法人

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

藤 井 幸 雄 ㊞

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

小 澤 達 美 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アクロディアの平成28年9月1日から平成29年8月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度に続き、当事業年度においても営業損失、当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書に反映されていない。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成29年8月25日開催の取締役会において第三者割当による新株式及び第9回新株予約権の発行について決議し、平成29年9月26日開催の臨時株主総会にて特別決議及び普通決議として可決され、平成29年9月27日に発行価額の総額の払込が完了している。

3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成29年8月25日開催の取締役会において第21回募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行について決議し、平成29年9月26日開催の臨時株主総会にて承認を受け、発行している。

4. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成29年8月25日開催の取締役会において、会社を株式交換完全親会社、株式会社エンターテイメントシステムズを株式交換完全子会社とする株式交換契約について決議した。当該株式交換は、平成29年9月26日開催の株主総会にて可決され、平成29年10月1日を効力発生日として実施した。

5. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成29年9月27日開催の取締役会において有限会社インタープランの全株式を取得し、子会社化することを決議し、同日に株式を取得している。

6. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成29年9月28日開催の取締役会において会社のソリューション事業部のゲーム関連の一部事業を株式会社pixydaへ譲渡することを決議し、同日に事業譲渡している。

7. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成29年9月28日開催の取締役会において連結子会社であるネクスト・セキュリティ株式会社の全株式を売却することを決議し、平成29年10月16日に譲渡している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年9月1日から平成29年8月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年10月30日

株式会社アクロディア	監査役会
常勤監査役	本 郷 洋 ⑩
監査役（社外）	中 込 秀 樹 ⑩
監査役（社外）	吉 永 久 三 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議 案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもちまして任期満了となります。つきましては、監査役（3名うち社外監査役2名）の選任をお願いするものであります。

各監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
1	ほん ごう ひろし 本 郷 洋 (昭和22年2月24日)	昭和44年3月 東急建設株式会社入社 昭和54年10月 同社 東京支店会計課長 平成8年4月 同社 東北支店総務部長 平成12年9月 同社 不動産部長 平成19年3月 当社入社 内部監査室長 平成20年6月 当社 常勤監査役（現任） 平成28年7月 ネクスト・セキュリティ株式会社 監査役	173株
2	なか ごめ ひで き 中 込 秀 樹 (昭和16年6月25日)	昭和42年4月 裁判官任官 平成17年1月 名古屋高等裁判所長官 平成18年7月 弁護士登録 ふじ合同法律事務所弁護士（現任） 平成19年4月 帝京大学法学部教授 平成20年4月 大東文化大学法科大学院特任教授 平成29年9月 当社 社外監査役（現任）	一株
3	よし なが ひさ みつ 吉 永 久 三 (昭和26年11月15日)	昭和45年4月 警視庁入庁 警視庁組織犯罪対策第三課 警視庁武蔵野署警部 平成24年4月 株式会社東京証券取引所グループ 平成29年7月 当社コンプライアンス担当顧問 平成29年9月 当社 社外監査役（現任）	一株

- （注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 中込秀樹氏及び吉永久三氏は社外監査役候補者であります。
 3. 中込秀樹氏は裁判官、弁護士としての専門知識、経験等を当社の監査体制に活かしていただけることを期待して、社外監査役としての選任をお願いするものであります。

4. 吉永久三氏は警視庁OBとしての経験等を当社の監査体制に活かしていただけることを期待して、社外監査役としての選任をお願いするものであります。
5. 中込秀樹氏及び吉永久三氏は、現在、当社の社外監査役ですが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2ヶ月となります。
6. 当社と監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。各氏が再任された場合、上記の責任限定契約を継続する予定であります。
7. 吉永久三氏を、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引続き独立役員として届け出る予定であります。

以 上

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

- (1)書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にて議決権が行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力してください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<http://www.it-soukai.com>

- (2)行使期限は平成29年11月27日（月曜日）午後6時です。お早めの行使をお願いいたします。
- (3)書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4)パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5)インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

(ご注意)

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部（以下）までお問い合わせください。

(1)議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

フリーダイヤル 0120-768-524

（平日 9：00～21：00）

(2)上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル 0120-288-324

（平日 9：00～17：00）

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区九段北四丁目 2 番25号
アルカディア市ヶ谷(私学会館) 5 階 大雪
電話 (03) 3261-9921 (大代表)



交 通 J R中央・総武線（各駅停車） 市ヶ谷駅より徒歩 2 分
東京メトロ有楽町線・南北線 市ヶ谷駅（1 出口・A1 エレベーター）より徒歩 2 分
都営地下鉄新宿線 市ヶ谷駅（1 出口・A1 エレベーター・A4 出口）より徒歩 2 分



ユニバーサルデザイン（UD）の考え方にに基づき、
より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。